

目標 全年齢

4 一人ひとりの状況に応じて きめ細かに支援する環境づくり

施策9 障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援

第5次計画における主な取り組み

- 障がいのある子どもや発達が気になる子どもに対し、一人ひとりに応じた適切な支援を行うため、療育センターなどで相談・診断・療育を実施しました。
- 新規受診児数の増加に対応するため、療育センターなどの体制を強化するとともに、運用の改善を行いました。さらに南部療育センターの整備や児童発達支援センターの増設、児童発達支援事業所の設置促進などに取り組みしました。
- 発達障がい者支援センター（ゆうゆうセンター）において、自閉症や学習障がいなどの発達障がい児・者へ乳幼児期から成人期までの一貫した支援を実施しました。
- 障がい児を育てる家庭の経済的負担を軽減するため、障がい児が利用する障がい福祉サービス等の利用者負担を軽減しました。
- 自閉症・情緒障がい特別支援学級の新設・増級や、特別支援学校高等部の新設、学校生活支援員の配置拡充など、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育に取り組みしました。
- 関係機関等と連携し、障がいのある児童生徒の自立や社会参加を支援しました。

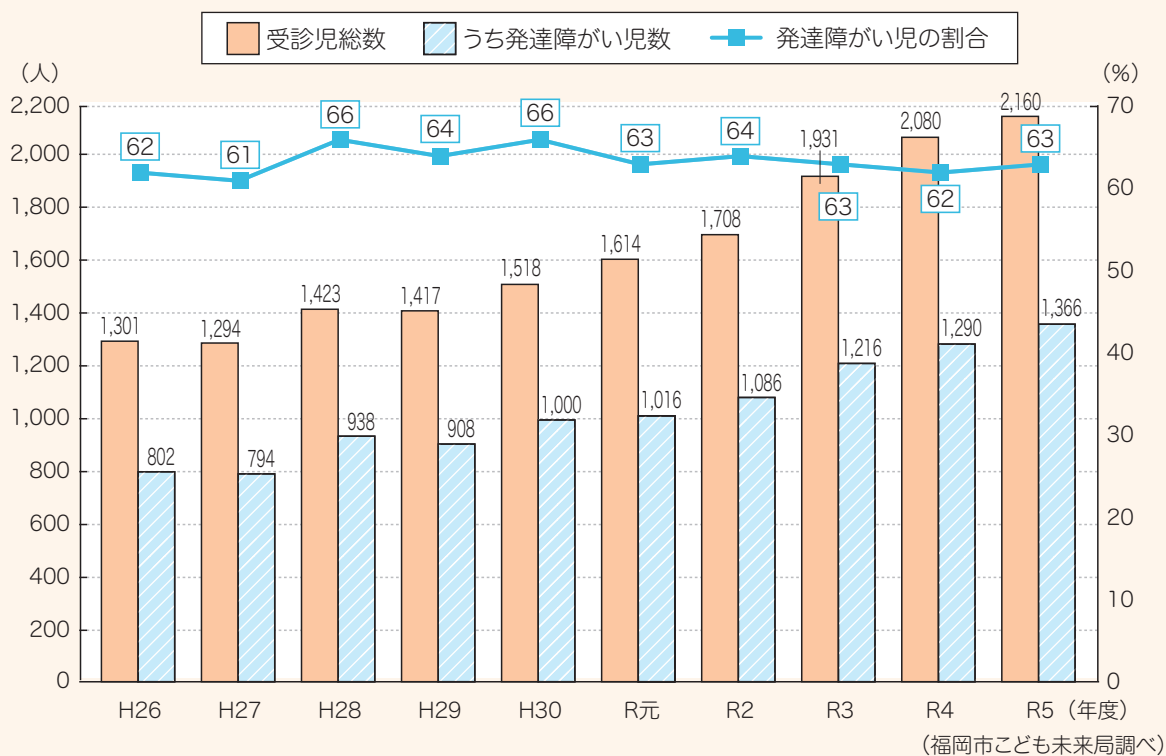
現状と課題

- 発達障がいへの社会的理解の広がりなどにより、療育センターなどにおける新規受診児数がさらに増加し続けており、診断やサービスの開始までに時間を要しています。2025（令和7）年4月に予定する南部療育センターの開所による効果などを踏まえ、更なる対策の必要性について検討していく必要があります。
- 共働き世帯の増加や発達障がい児の増加などにより、保育所等を利用しながら療育センターなどで療育を受けることへのニーズが高まっています。
- 居住校区の学校において、必要な支援を受けながら教育を受けることへのニーズが高まるなど、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が一層求められています。
- こうした状況などから、医療と福祉と教育の連携などによる切れ目のない支援や、インクルーシブな社会環境づくりが一層求められています。

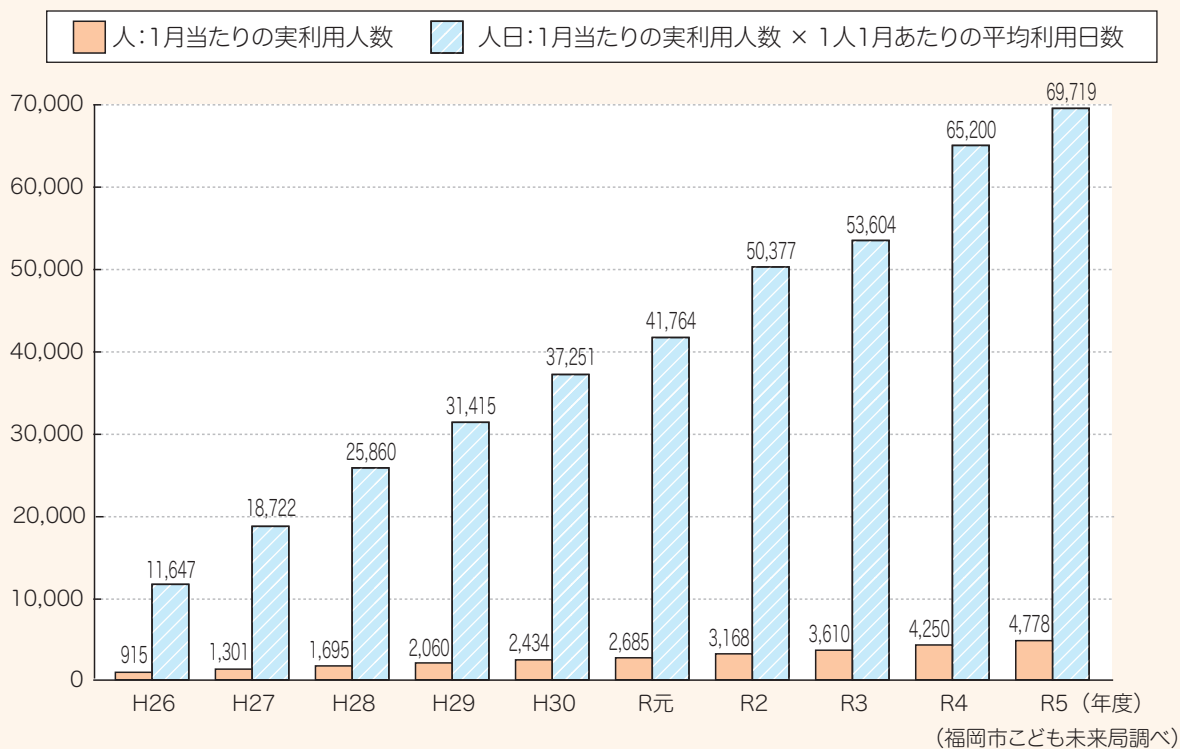
施策の方向性

- 障がいのある子どもや発達が気になる子どもが、自分らしく健やかに成長していけるよう、障がいの早期発見と療育・支援体制の充実に取り組みます。また、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の推進や放課後等の支援の充実に取り組むほか、発達障がい児に対する一貫した支援を実施します。さらに、インクルーシブな社会の実現に向け、障がいに対する理解促進や自立・社会参加に向けた支援に取り組みます。

療育センター等における新規受診児数の推移



放課後等デイサービスの利用実績の推移



主な取組み

① 障がいの早期発見と療育・支援体制の充実

- 乳幼児の心身の健やかな成長と障がいの早期発見・早期療育などのため、乳幼児健康診査を実施し、必要に応じて保健指導や関係機関への紹介などを行います。また、乳幼児健康診査や医療機関などの受診時に「障がいの疑いがある」と診断された場合は、心身障がい福祉センターや療育センターで医学的診断を行い、障がいの早期発見に取り組みます。(施策3再掲)
- 区役所(保健福祉センター)や療育センターなどにおいて、障がいのある子どものための相談窓口・支援施策をまとめたホームページや冊子を活用し、分かりやすい情報提供に取り組みます。
- 新規受診児数の増加などに対応するため、南部療育センターを開設し、相談・診断・療育機能を強化するとともに、その後の動向を注視し、必要に応じて対策を検討します。
- 区役所(保健福祉センター)や心身障がい福祉センター、療育センター、こども総合相談センター(えがお館)、発達障がい者支援センターが連携しながら、発達が気になった段階から、家族も含めた支援に取り組みます。
- 障がいの重度・重複化や発達障がいの増加に対応するため、知的障がい・肢体不自由などの障がいの種別にかかわらず、身近な地域で相談や支援を受けることができるよう、「福岡市障がい児福祉計画」に基づき、児童発達支援などの支援体制を強化します。
- 通園が困難な重症心身障がい児などに対する訪問療育や、障がい児が通う保育所、幼稚園、認定こども園などへの支援、障がい児施設などにおける日帰りの一時支援や療育終了後の預かりなど、障がい児とその家族を地域で支える環境づくりを進めます。
- 障がいのある子どもの保育ニーズの高まりなどに対応するため、医療的ケアを必要とする児童や障がいの程度が重い児童に対する保育サービスの提供体制を整備するなど、特別支援保育を推進します。
- 障がい児入所支援については、障がいの特性に応じた環境の提供に加え、可能な限り家庭的な環境での支援を推進します。

<主な関連事業>

名称	概要
療育センター等	乳幼児が健診などを通じ、障がいの疑いがあると判断された場合に、総合的機関である心身障がい福祉センターや(東部・西部・南部)療育センターで発達状況などの医学的診断などを行い、適切な療育を実施
児童発達支援	就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援などの療育を児童発達支援センター及び児童発達支援事業所で実施
児童発達支援センターでの一時預かり事業	障がい児を育てる保護者の就労を支援するため、児童発達支援センターにおいて、療育終了後の一時預かりを実施
特別支援保育(施策4再掲)	保育施設において、障がいや医療的ケアなど特別な支援を必要とする子どもの保育を実施し、健全な成長発達を促進するため、保育士の雇用費助成や訪問支援、研修等を実施

名称	概要
医療的ケア児保育(施策4再掲)	全公立保育所で医療的ケア児を受け入れる体制を整えるとともに、民間保育所等での受入れにかかる看護師雇用費を助成
医療的ケア児レスパイト事業	在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療保険の適用を超える自宅利用や医療保険の適用外となる自宅以外での訪問看護を実施

② 特別支援教育の推進

- 特別な支援を必要とする児童生徒数の増加などに対応するため、特別支援学級等の計画的な新設・増級など多様な学びの場の整備に取り組みます。
- 各学校において、校長を中心に担任と特別支援教育コーディネーターが連携し、校内支援委員会の充実に努めるなど、組織的な支援体制の構築に取り組みます。
- 個別の教育支援計画と指導計画を活用し、一人ひとりのニーズに応じた教育や、将来の自立と社会参加をめざした支援の充実などに取り組みます。
- 障がいの有無にかかわらず互いに学び合う教育環境を実現するため、ふくせき制度や交流及び共同学習への取組み、特別支援学校に加えて小・中学校における医療的ケア支援体制の整備など、インクルーシブ教育システムの充実に努めます。

<主な関連事業>

名称	概要
特別支援学級整備	小・中学校において、知的障がい、自閉症、情緒障がい、肢体不自由、聴覚障がい、視覚障がい、病弱等、障がいのある児童生徒の学びの場を、児童生徒の実態や学校の状況等踏まえ設置
通級指導教室整備	通常の学級に在籍する聴覚障がい、言語障がい、自閉症またはそれに類する障がいのある児童生徒の学びの場を設置するとともに、巡回指導を試行実施
発達教育センターによる相談・支援	児童生徒の障がいの特性や状況等を的確に把握し、学校教育などについて保護者や教職員などを対象に教育相談を実施するとともに、障がいのある児童生徒の就学について専門的な立場から就学相談を実施
医療的ケア支援体制整備	医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する小・中・特別支援学校に学校看護師を適切に配置するとともに、医療的ケアが必要なために自家用車で送迎している保護者の負担を軽減するために、週1回の通学支援を試行的に実施
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を実施
ふくせき制度(交流及び共同学習)	特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的に籍を置き、居住地域の入学式に参加するなどの交流を通じて、地域の方々とつながりの充実に努める取組みを実施



③ 放課後等における支援の充実

- 就学している障がい児に対し、授業の終了後または学校の休業日に生活能力向上のための支援などを行う放課後等デイサービスの充実と質の向上に取り組みます。
- 障がいの重度・重複化や発達障がいの増加に対応するため、障がいのある子どもが、知的障がい・肢体不自由などの障がいの種別にかかわらず、身近な地域で支援を受けることができるよう、「福岡市障がい児福祉計画」に基づき、放課後等デイサービスなどの支援体制を充実・強化します。

<主な関連事業>

名称	概要
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対して、授業の終了後または学校の休業日において、生活能力向上のための支援などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを推進

④ 発達障がい児の支援

- 発達障がい者支援センターを中心に、関係機関が連携を図りながら、自閉症などの発達障がいのある子どもとその家族に対して、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた支援に取り組みます。
- 専門家や団体、事業者、保健・医療・教育・福祉関係者などで構成する発達障がい者支援地域協議会などを通じて、関係機関・団体の連携を強化し、支援の充実を図ります。
- 発達障がい者支援センターにおいて、支援者の養成や巡回相談などに取り組むとともに、保護者向け講座の開催や子育て交流サロンなどへのペアレントメンターの派遣を行うなど、保護者の支援に取り組みます。

<主な関連事業>

名称	概要
発達障がい者支援センター	発達障がい児・者及びその家族などの総合的な相談窓口として、様々な相談に応じ、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を実施
障がい児等歯科健康診査	障がい児等の早期からのむし歯などの歯科疾患を予防し、かかりつけ歯科医を持つことを目的に、歯科健康診査を委託歯科医療機関で実施

⑤ 障がいに対する理解促進と自立・社会参加に向けた支援

- 障がい児や特別支援教育に対する正しい認識や理解を促進し、地域全体で障がい児が育まれるよう、特別支援学校の児童生徒と地域の小・中学校の児童生徒との交流活動を行うとともに、活動に取り組む団体への支援を行います。また、誰もがお互いを理解し、安心して自分らしく遊ぶことができる「インクルーシブな子ども広場」を整備します。
- 発達障がいへの理解を促進するため、啓発活動や市民向け講座を実施します。
- 障がい児とその家族を対象とした遊び・体験イベントを実施するとともに、施設に対して障がいに配慮した運営を行えるよう支援します。
- 学校と行政、障がい福祉の相談やサービスに関わる事業者などが連携し、障がいのある子ども・若者の社会的自立や就労に向けた相談・支援などの取組みを推進します。
- 障がい者就労支援センターを中心に、関係機関が連携し、精神障がい・発達障がい・知的障がいなどがある若者の就労を支援するとともに、就労移行支援事業所のスキルアップや企業の開拓などを進めます。
- 発達障がい者支援センターと障がい者就労支援センターの連携により、個々の特性を踏まえた効果的な就労支援を行うなど、発達障がい児・者のニーズに応えられる取組みを進めます。

<主な関連事業>

名称	概要
インクルーシブな子ども広場整備事業 (施策7再掲)	誰もがお互いを理解し、安心して笑顔で自分らしく遊ぶことができる遊び場づくりを実施
障がい児の遊び・体験支援事業 (ドリームナイト・アクアリウム)	障がい児家族に周囲に気がねなく思い切り楽しんでもらう水族館貸切イベントを開催するとともに、イベントを通して、普段から障がいに配慮した運営を行えるよう施設支援を実施
特別支援学校卒業生の就労促進	生徒の自立と社会参加を進めるため、学校、企業関係者、行政、学識経験者、保護者などで構成する特別支援学校高等部就労促進ネットワーク(夢ふくおかネットワーク)において、関係団体・機関などとの連携を図り、就労を促進
障がい者就労支援センター	就職を希望する障がい者に対する個別支援のほか、企業に対する啓発活動、就労移行支援事業所等への技術的支援などを実施



成果指標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
療育センター等における支援件数	82,333件 (R5年度)	100,000件 (R8年度)

事業目標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
児童発達支援事業所(重心事業所等除く)の設置数	17か所 (R6年度)	29か所 (R8年度)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	13か所 (R6年度)	15か所 (R8年度)
個別の教育支援計画及び個別の指導計画に沿った支援を行い、校内や学校間で引継ぎができていると回答した学校の割合	94.0% (R5年度)	増加
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	24か所 (R6年度)	23か所 (R8年度)
ペアレント・トレーニング等支援プログラムの受講者数	473人 (R5年度)	630人
障がい者就労支援センターにおける障がい者雇用サポートデスク(企業支援)の活動件数	1,073件 (R5年度)	1,126件 (R10年度)
障がい者就労支援センターにおける就労支援事業所等への技術的支援件数	624件 (R5年度)	655件 (R10年度)





目標 全年齢

4

一人ひとりの状況に応じて きめ細かに支援する環境づくり

施策10 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

第5次計画における主な取り組み

- 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、各区にこども家庭センターを開設するなど関係機関の連携強化に取り組むとともに、アウトリーチ（訪問型）の専門相談や育児・家事の支援、見守り支援を実施しました。
- 児童虐待防止や児童相談所虐待対応ダイヤル「189」について、多様な手法による啓発に取り組んだほか、市立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校のすべての児童生徒に貸し出されているGIGAスクール端末を活用し、悩みなどを抱える子どもが気軽に相談できる「福岡市こどもタブレット相談」を開始しました。
- 様々な事情を抱える特定妊婦などを対象に、産前・産後母子支援センター（こももティエ）を開設し、妊娠期から出産後までの継続的・総合的な支援を実施しました。また、育児不安や育児疲れの軽減に有効なショートステイについて、里親家庭で開始するなど、受け皿を大幅に拡大しました。
- 社会的養護体制の充実として、安定した家庭生活や養育力向上のための支援のほか、親子関係再構築の支援や里親委託の推進、児童養護施設などのケア単位の小規模化・多機能化に取り組みました。また、虐待などが原因で心理的な課題を抱える児童を対象に、心理治療や生活指導などを行う児童心理治療施設を開設しました。

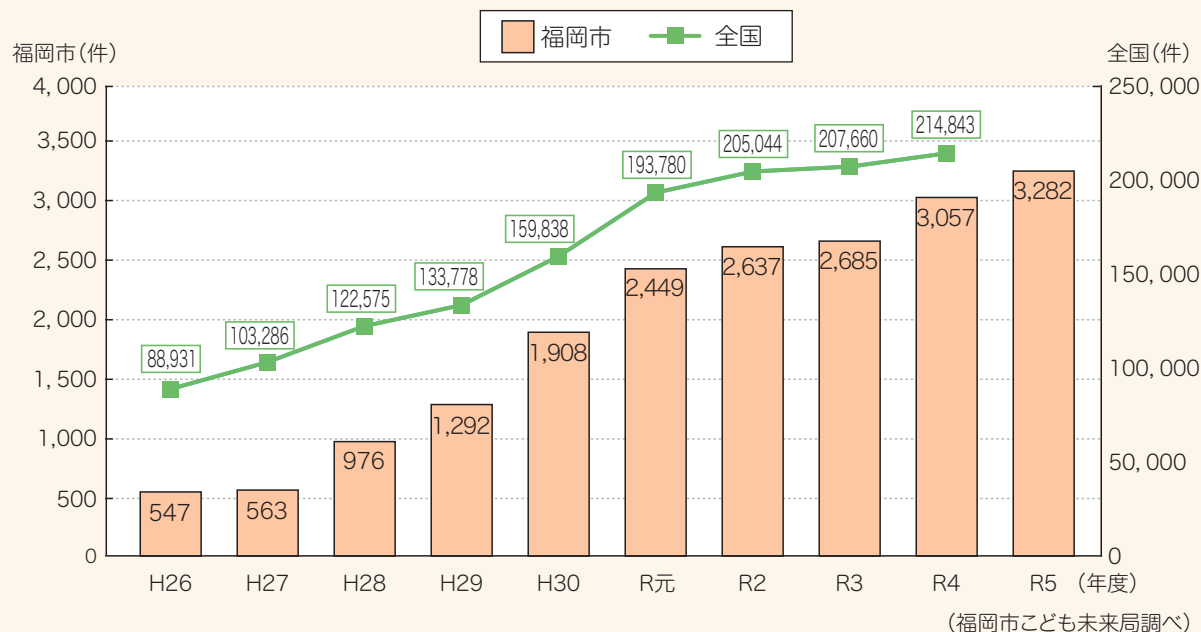
現状と課題

- 「子育て家庭を社会全体で支え、子どもを虐待から守る条例」に基づき、「子どもに優しい都市福岡」の実現をめざし、市や関係機関、地域住民が一丸となって、児童虐待を未然に防ぐ様々な取り組みを推進する必要があります。
- 相談チャンネルの増加や社会的意識の高まりなどにより、児童虐待に関する相談・通告が増加し続けている一方、保護者が悩みなどを抱えたときに相談先が分からない、気軽に相談しづらいという声もあり、相談体制の充実が求められています。
- 社会的養護について、家庭的養育を推進する中、里親養育に対する包括的な支援の必要性が高まっています。また、児童養護施設等に入所する児童や社会的養護経験者などの自立支援の充実が求められています。

施策の方向性

- 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応のため、アウトリーチ型支援や在宅支援などの充実を図るとともに、身近な相談支援体制の充実や関係機関の連携強化に取り組めます。また、家庭養育優先原則に基づき、親子関係再構築支援や里親養育の推進、里親家庭への包括的な支援の充実に取り組むほか、家庭復帰が困難な子どもについて養子縁組の推進・支援を行います。さらに、里親や児童養護施設等から措置解除となる子ども・若者の自立支援の充実を図ります。

● 児童相談所の児童虐待相談対応件数の推移



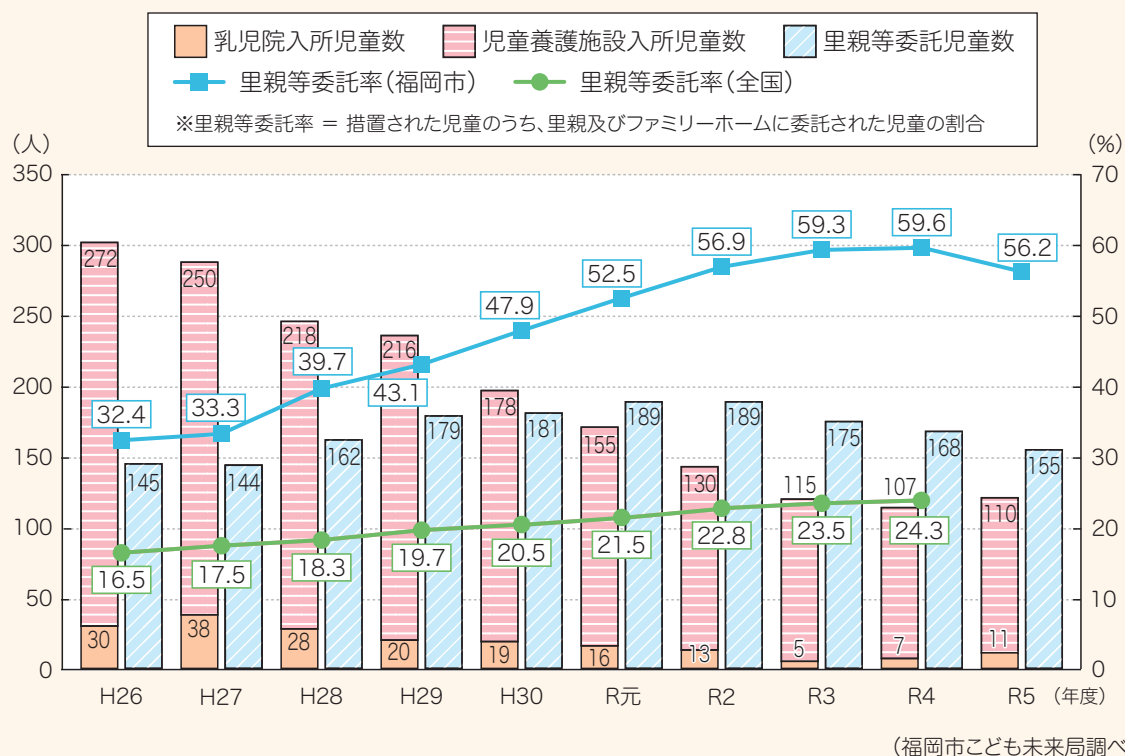
● 子どもショートステイ延べ利用日数の推移

(単位：日)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
2,719	3,881	5,550	6,851	8,548

(福岡市こども未来局調べ)

● 里親等委託児童数・施設入所児童数・里親等委託率の推移



主な取り組み

① アウトリーチ型支援・在宅支援等の充実

- 各区こども家庭センターにおいて、産科医療機関などと連携した妊娠期からの支援や、産後早期の支援、母子保健訪問指導、乳幼児健康診査などの機会を捉えて、育児不安が強い家庭や子どもの養育が困難な状況にある家庭の把握と早期支援に取り組みます。
- 育児不安や育児疲れなどによる養育困難の深刻化を防ぐため、子どもショートステイについて、里親等による支援の拡充などにより、ニーズに応じた利用枠の確保を進めるとともに、里親支援センターによるマッチングなどに取り組みます。
- 保護者が暴力に訴えることなく、子どもの発達段階に応じた適切な関わりを持つことができるよう、ペアレントトレーニングを実施するとともに、子どもプラザにおける講座の開催など啓発活動に取り組みます。
- 休日や夜間において、「泣き声」通告を受けた際に、子育て見守り訪問員が速やかに訪問し、子どもの安全確認を行います。
- 要保護児童等の保護者の負担軽減を図るため、養育支援訪問事業や育児・家事援助、児童育成支援拠点事業などを実施します。
- 児童虐待の再発防止を図るため、こども総合相談センター(えがお館)や各区こども家庭センター、児童家庭支援センターが連携し、子どもや保護者との面接や家庭訪問などを継続的に実施します。

<主な関連事業>

名称	概要
こども家庭センター(施策5再掲)	妊娠期からの相談支援体制の強化を図るため、各区に設置したこども家庭センターにより、関係機関が連携して妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施
児童虐待防止等強化	児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止を図るため、関係職員を対象とした専門的な研修や専門家からの所見聴取、区における広報・啓発などを実施
子どもショートステイ	保護者が育児疲れや病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、里親や児童養護施設などで短期間の預かりを実施
親子関係づくりサポート事業	児童福祉施設において、親子の愛着形成や良好な関係づくりを促す親子支援を実施
子育て見守り訪問員派遣事業	休日・夜間に「泣き声」通告や保護者からの緊急保護の要請があった場合に、「子育て見守り訪問員」が家庭訪問を行い、子どもの安全確認などを実施
養育支援訪問事業	虐待のリスクを抱える家庭に対し、在宅支援サービスを提供するなど、虐待を未然に防止する取り組みを実施
妊産婦等相談・生活支援事業	様々な課題を抱える特定妊婦等に対し、産前・産後母子支援センター(こももティエ)において、妊娠期から出産後の母子への継続的・総合的な支援を実施

名称	概要
支援対象児童等見守り強化事業	要保護児童支援地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなど、状況の把握や食事の提供、生活指導支援等を通じた子どもの見守りを実施
児童家庭支援センター	子どもに関する家庭からの相談対応や、区からの求めに応じ、必要な援助などを行うほか、こども総合相談センター（えがお館）からの委託による指導や里親、ファミリーホームなどへの支援などを実施
児童育成支援拠点事業	常設の居場所を設置し、家庭での養育にサポートが必要な子どもに対し、放課後から夜間、休日の生活支援等を実施
乳児院等のケア単位の小規模化	乳児院などにおいて家庭的な環境で養育できるよう、今後の社会的養護が必要となる児童数などを見込みながら、ケア単位の小規模化、地域分散化を促進

② 身近な相談支援体制の充実

- 子育て中の保護者が気軽に立ち寄れる場所への相談窓口の増設など、身近な相談支援体制の充実に取り組むとともに、24時間の電話相談やSNSやGIGAスクール端末を活用した相談事業などを実施します。また、児童家庭支援センターの増設の検討など、専門的な通所相談機能の充実に取り組みます。
- 乳児とその家庭を地域全体で支えるため、民生委員・児童委員による子育て安心サポート事業や、乳幼児と保護者が自由に過ごせる子育て交流サロンの開設などを推進します。
- 相談内容の多様化・複雑化に対応するため、体系的な研修の実施やOJTの充実を図るなど、こども総合相談センター（えがお館）や各区こども家庭センター職員の専門性の向上に取り組みます。

<主な関連事業>

名称	概要
地域子育て相談窓口（施策5再掲）	子育て世帯が気軽に立ち寄れる身近な場所に相談窓口を設置・運営
こども家庭センター（施策5再掲）	妊娠期からの相談支援体制の強化を図るため、各区に設置したこども家庭センターにより、関係機関が連携して妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施
区子育て支援推進事業	子育て不安の解消と虐待防止に向け、区の子ども総合相談窓口である子育て支援課において日常的に相談・支援を実施
こども総合相談センター（えがお館）	子どもに関する様々な問題に対して、子どもや保護者などを対象に、保健、福祉、教育の分野からの相談・支援を実施
SNS相談事業	子どもや保護者等が相談しやすいよう、SNSやGIGAスクール端末を活用した相談事業を実施



③ 関係機関の連携強化

- 各区こども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉の両機能による一体的な支援を行うとともに、要保護児童支援地域協議会、こども総合相談センター(えがお館)、児童家庭支援センター、関係機関などと連携し、子ども家庭に関する福祉的・心理的な専門性を活かした相談・支援を行います。
- 各区こども家庭センターにおいて、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、保育所等、学校などの各機関や、地域の居場所づくり活動などに取り組む住民と連携し、より身近な場所で子どもや家庭に寄り添いながら、課題を早期に把握し、支援できる地域づくりを推進します。
- 家庭に復帰した子どもが適切に養育されるよう、関係機関や関係団体などが連携し、虐待の再発防止や良好な親子関係の維持などのための支援に取り組みます。
- 医療機関を対象とした児童虐待に関する相談窓口を設置するとともに、各医療機関が関わった虐待の事例について相互に検討するなどの取組みを通じて、医療機関の児童虐待への対応力の向上を図ります。
- 配偶者やパートナーからの暴力(DV)による子どもへの心理的虐待について、配偶者暴力相談支援センターなどとの連携強化により、早期対応を行います。
- 市、関係機関、民間団体などの機関で構成する会議において、困難を抱える女性への支援を図るため、必要な情報や支援方針を共有し、相談から保護、自立に至るまでの支援に取り組みます。
- 学校においては、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが連携し、子どもや家庭に関する課題の早期発見・早期対応に取り組むとともに、地域や行政機関と連携を図りながら、課題の深刻化を防止します。
- 地域においては、社会福祉協議会の地域福祉ソーシャルワーカー、民生委員・児童委員などが中心となり、困難を抱える子どもや家庭を見守り、支援するためのネットワークの構築などに取り組みます。
- 子どもに関係する様々な機関や団体が参加する福岡市子ども虐待防止活動推進委員会において、虐待防止に向けた広報・啓発活動や研修を行うなど、市民、地域、企業とともに、社会全体で子どもを見守る取組みを進めます。

<主な関連事業>

名称	概要
要保護児童支援地域協議会(要支協)	医師、弁護士、警察、教育、保育などの機関で構成する協議会において、要保護児童等への支援を図るため、情報共有や支援内容の協議、広報・啓発などを実施
児童虐待防止医療ネットワーク事業	拠点病院において、地域の医療機関からの相談への助言、教育研修、ネットワーク会議を実施し、市内の医療機関・関係機関相互の連携・支援体制を強化
DV相談・支援事業	配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係機関と連携したDV被害者への支援及び連絡調整、相談員などの研修、DV防止啓発などを実施
困難女性支援調整会議	困難を抱える女性を支援するための困難女性支援調整会議を開催し、市、関係機関、民間団体の横断的な連携・協働を推進

名称	概要
子ども虐待防止活動推進委員会	子どもにかかる団体で構成する「子ども虐待防止活動推進委員会」において、虐待防止に向けた啓発などの活動を展開し、社会全体で子どもを見守る取組みを実施

④ 親子関係再構築支援

- 里親や児童養護施設などで保護・養育されている子どもが、できる限り早期に家族と暮らすことができるよう、関係機関などとともに、家庭の生活安定や養育力の向上、親子関係の再構築に向けた支援のほか、保護者が暴力に訴えることなく子どもの発達段階に応じて適切に関わるための支援などを実施します。

<主な関連事業>

名称	概要
親子関係再構築支援事業	親子関係の再構築を支援するため、保護者へのカウンセリングや親子プログラムを実施
親子関係形成支援事業	子どもとの関わりや子育てに悩みを抱えている保護者に対し、講義やグループワーク等を実施

⑤ 里親養育の推進・支援

- 子どもや保護者の様々なニーズに対応できるよう、里親のリクルートから委託後まで包括的かつきめ細かな支援を行う里親支援センターを開設し、質の高い里親養育を推進していくとともに、里親制度のさらなる啓発に取り組みます。
- こども総合相談センター(えがお館)や里親支援センターにおいて、里親の登録前から登録後まで、それぞれの段階に応じた研修などを実施します。

<主な関連事業>

名称	概要
里親制度推進事業	NPOなどとの共働による「里親養育支援事業」に取り組み、里親制度の普及・啓発や里親研修などによる里親支援を実施
里親支援センター	家庭養育の推進による子どもの養育環境の向上に向け、里親のリクルートから委託後までの包括的な支援を実施



⑥ 養子縁組の推進・支援

- 里親や児童養護施設などで保護・養育されている子どものうち、家庭復帰が困難な子どもについては、こども総合相談センター(えがお館)が中心となり、できる限り早期に養子縁組による新しい家族を確保するための支援に取り組みます。
- 養子縁組をした親子が良好な関係を築き、子どもが養親のもとで心身とも健やかに成長できるよう、真実告知(「育ての親」であることを伝えること)などに関する研修・支援、思春期前後の困難に対する相談・支援、養子縁組家族同士の交流促進など、養子縁組後の継続的な支援に取り組みます。

<主な関連事業>

名称	概要
養子縁組の推進・支援	家庭復帰が困難な子どもについて、できる限り早期に養子縁組里親へ委託するとともに、マッチングから養子縁組成立、養子縁組後まで支援可能な体制を構築

⑦ 自立支援の充実

- 里親や児童養護施設等からの自立を見据え、こども総合相談センター(えがお館)と里親・児童養護施設等、若者支援に関わる民間団体などが連携し、子ども・若者の自立に向けた支援を計画的に行います。
- 児童自立生活援助事業所による支援の充実を図るとともに、里親や児童養護施設等から自立する(した)若者などに対し、施設職員、関係機関・団体、当事者グループなどが連携し、社会的つながりの維持や社会参加、自立の支援に取り組みます。
- 若者総合相談センター(ユースサポートhub)において、社会生活を営むうえで困難な状況にある若者やその家族からの幅広い相談に応じます。また、様々な相談・支援機関や関係行政機関、若者支援団体との連携を強化することにより、支援が必要な若者を早期に把握するとともに、アウトリーチ型支援など実効性のある支援に取り組みます。(施策8再掲)

<主な関連事業>

名称	概要
児童自立生活援助事業	義務教育を修了した子どもなどに対し、共同生活を営むべき住居(自立援助ホーム)等において、相談その他の日常生活支援、生活指導、就業の支援を行うとともに、退所した子どもなどへの相談などの援助を実施

成果指標

項目		現状値	目標値 (R11年度)
体罰をすることがあると回答した保護者の割合	小学生	17.7% (R5年度)	減少
	中高生等	10.3% (R5年度)	
里親等委託率		56.2% (R5年度)	60%

事業目標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
児童家庭支援センターの設置数	4か所 (R6年度)	6か所
要保護児童支援地域協議会の会議や研修会の実施回数	726回 (R5年度)	826回
里親登録世帯数	324世帯 (R5年度)	444世帯
里親支援センター等による養子縁組に関する訪問等支援	400回 (R5年度)	500回
社会的養護自立支援拠点事業の設置箇所数	—	1か所

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業(国事業名)		指数	現状値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
虐待防止等強化事業、 母親の心の健康支援 事業 (養育支援訪問事業)	見込み	利用者数 (人)	119 (R5年度)	170	170	180	190	190
		延べ利用者数 (人日)	1,771 (R5年度)	2,150	2,250	2,320	2,480	2,580
	確保方策	支援員数(人)	84 (R5年度)	95	100	105	110	115
子育て世帯訪問支援 事業 (子育て世帯訪問支援事業)	見込み	延べ利用者数 (人日)	428 (R5年度)	960	1,060	1,160	1,220	1,290
	確保方策	延べ利用者数 (人日)	832 (R5年度)	1,040	1,140	1,250	1,350	1,460
親子関係形成支援 事業 (親子関係形成支援事業)	見込み	利用者数 (人)	—	60	60	60	60	60
	確保方策	利用者数 (人)	—	60	60	60	60	60
子どもショートステイ (子育て短期支援事業)	見込み	延べ利用者数 (人日)	8,548 (R5年度)	11,100	11,800	12,500	13,100	13,500
	確保方策	延べ利用者数 (人日)	8,548 (R5年度)	11,100	11,800	12,500	13,100	13,500
児童育成支援拠点 事業 (児童育成支援拠点事業)	見込み	利用者数 (人)	—	60	75	75	100	100
	確保方策	利用者数 (人)	—	60	75	75	100	100

※事業の実施は、毎年度の予算編成で検討のうえ、議会の議決を経て決定する。



目標 全年齢

4

一人ひとりの状況に応じて きめ細かに支援する環境づくり

施策11 ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援

第5次計画における主な取り組み

- ひとり親家庭の就業や自立に向け、ひとり親家庭支援センターにおいて就業相談など各種相談に応じるとともに、日常生活の支援や交流イベントなどを実施しました。
- 養育費確保を支援するとともに、就職に有利な資格の取得を支援する高等職業訓練促進給付金の対象資格や多子加算の拡大などを実施しました。
- ひとり親家庭やひとり親になる前の家庭を対象に、各機関の相談窓口や支援にかかる情報を一元的に発信するポータルサイト「たよって」を開設しました。
- ヤングケアラーの専用相談窓口を開設し、当事者である子どもやその家族、支援機関などからの相談支援を行いました。また、ヤングケアラーがいる家庭へのヘルパー派遣や、ヤングケアラー同士が悩みなどを共有し合うオンラインサロンを実施しました。
- 日本語指導が必要な児童生徒が、いち早く日本の学校生活になじみ、日本語での学習に取り組めるようになるよう、日本語指導などのサポートを実施しました。

現状と課題

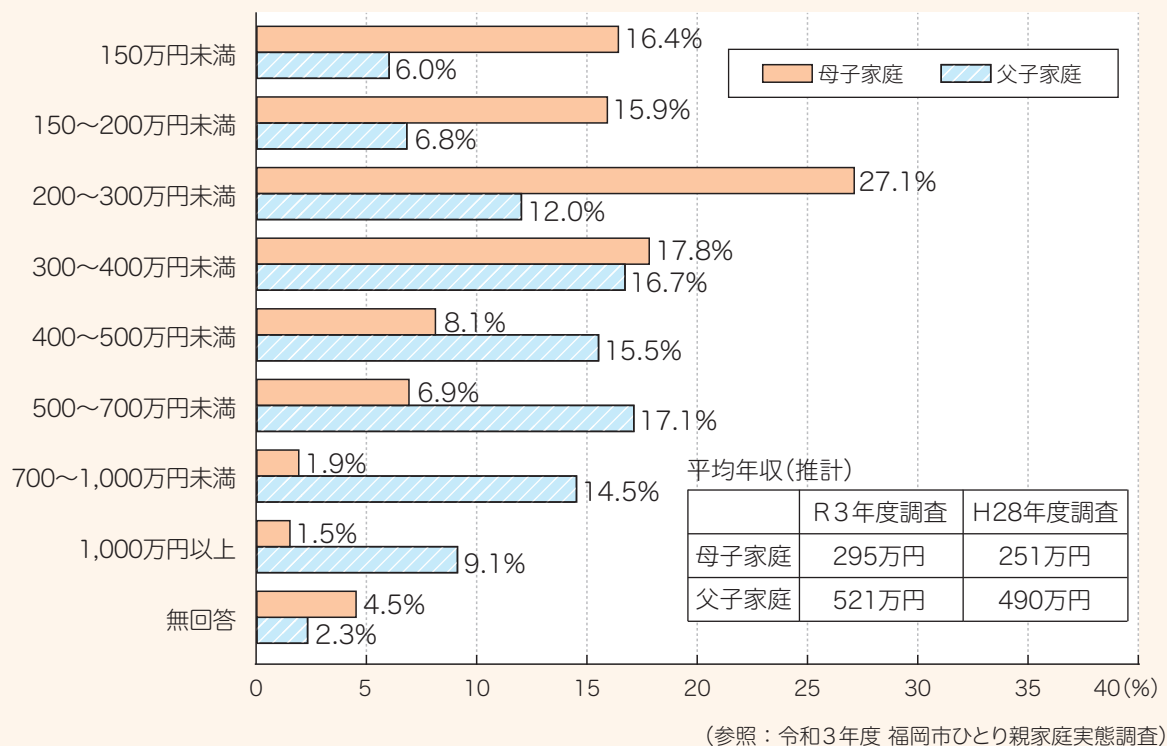
- 市の調査では、母子家庭の就業率は向上しており、最も多い就労形態は正社員となっていますが、依然として厳しい経済状況にあり、経済的支援や就業、自立支援が求められています。
- ひとり親家庭は他の世帯分類と比べ、「子どもと一緒に過ごす時間が不足している」と感じている割合が高く、子育てに関して悩んでいることについて、「子どもの時間を十分にとれないこと」を挙げる人が多い状況にあり、仕事と子育ての両立支援が求められています。
- 家族の日常生活の世話などを行っている子どもや、外国にルーツを持つ子ども、性的マイノリティの子どもが、悩みや困難を抱えている場合があります。

施策の方向性

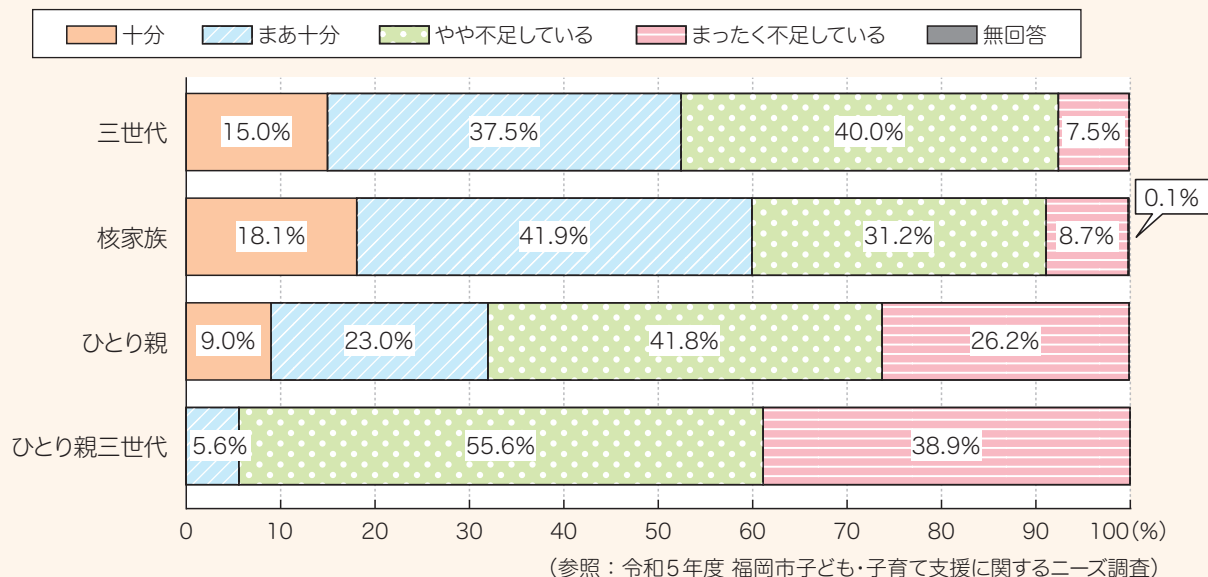
- 厳しい経済状況にあるひとり親家庭に対し、生活の支援や就業・自立に向けた支援を行うほか、ヤングケアラーの早期発見や切れ目のない支援に取り組みます。また、外国にルーツを持つ子どもや性的マイノリティの子どもについて、それぞれの状況やニーズに応じた支援に取り組みます。



● ひとり親家庭の世帯の年間税込み収入



● 子どもと過ごす時間の評価(小学生の保護者、平日)



● 日本語指導を受けている児童生徒数の推移

(単位：人)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
342	354	323	443	559

※各年2月末時点

(福岡市教育委員会調べ)



主な取り組み

① ひとり親家庭の生活支援

- 各区保健福祉センターやひとり親家庭支援センター、男女共同参画推進センターにおいて各種相談に応じるほか、経済的支援を要するひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給、各種子ども施策の利用料減免、市営住宅の優先入居、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、医療費の助成などを行います。
- ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用促進や、子どもショートステイの実施などにより、ひとり親家庭の子育てや、仕事と子育ての両立を支援します。
- 子どもが様々な人との交流や体験を通して、主体性や協調性、安心感などを育み、心豊かに成長することができるよう、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりへの支援や、多様な体験機会の確保などに取り組みます。(施策12再掲)

<主な関連事業>

名称	概要
家庭児童相談室	母子・父子自立相談、女性相談、家庭・児童相談を実施
ひとり親家庭支援センター	各種相談(生活、就業、法律(養育費の取り決め、親権、金銭問題など))を行うほか、就業に結びつく可能性の高い技能・資格の取得に向けた就業支援講習会、養育費セミナー、自立支援プログラムの策定などを実施
男女共同参画推進センターにおける相談	各種相談(総合相談、アミカスDVダイヤル、法律相談、男性相談)を実施
児童扶養手当	ひとり親家庭などの生活安定と自立を促進するため、18歳に達する日以降の最初の3月31日まで(障がい児については20歳未満)の子どもを監護しているひとり親家庭の養育者に手当を支給
市営住宅における子育て世帯やひとり親家庭の優先入居(施策2再掲)	市営住宅の定期募集(抽選方式)にあたり、子育て世帯の募集枠を別枠で3割確保するなどの優遇制度を実施するほか、子育て(乳幼児)世帯や多子世帯、ひとり親家庭を随時募集の要件として設定
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭、寡婦世帯の生活の安定と、その扶養する子どもの福祉の増進を図るため、原則、無利子で修学資金・就学支度資金などの貸付を実施
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の親と子ども、父母のない子どもの経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費を助成
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の修学などの自立促進や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育などが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣して、支援を実施
子どもショートステイ(施策10再掲)	保護者が育児疲れや病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、里親や児童養護施設などで短期間の預かりを実施

名称	概要
母子生活支援施設における自立支援	母子を保護し、自立を促進するためにその生活、就労、子どもに関する相談等の支援し、あわせて退所した者に対する相談、援助を実施
子どもの食と居場所づくり支援事業（施策12再掲）	子どもたちへの食事の提供に加え、遊びや学習支援などの居場所づくりを行う民間団体（いわゆる子ども食堂）に対し、補助金交付等の支援を実施
子ども習い事応援事業（施策12再掲）	生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯等の小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者を対象に、電子クーポンを交付し、習い事費用を助成
ひとり親家庭への情報発信	ひとり親家庭支援施策をまとめたポータルサイトの運営やガイドブックの発行により、施策の周知を図る

② ひとり親家庭の就業・自立支援

- ひとり親家庭の就業支援のための中核的な施設として、ひとり親家庭支援センターにおいて、公共職業安定所や市の関係部署と連携を図りながら、相談から就業まで一貫した支援を行います。
- ひとり親家庭の保護者の就業に有利な資格の取得や能力開発など、就業や転職のための支援を行います。
- 離婚した配偶者からの養育費の取得に関する啓発を行うとともに、ひとり親家庭支援センターなどにおいて法律相談の場を提供します。

<主な関連事業>

名称	概要
高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して自立に取り組むひとり親家庭の親へ、入学準備金、就職準備金や住宅支援資金の貸付を実施
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が能力開発のために教育訓練講座を受講し修了した場合に、受講料の一部を給付金として支給
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親が看護師などの就職に有利な資格を取得するため、養成機関において6か月以上修業している場合に、4年間を上限に給付金を支給
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親またはその子どもが高卒認定試験のための講座を受講する費用の一部を助成
ひとり親養育費確保支援事業	ひとり親の養育費の取り決め内容の債務名義化を支援し、養育費の継続した履行確保を図るため、養育費の取り決めに要する費用を助成



③ ヤングケアラー支援

- ヤングケアラーや家族が気軽に相談でき、必要な支援を受けられるよう相談支援体制の充実を図るとともに、ヤングケアラーの早期発見・早期支援や年齢による切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。
- 学校においては、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが連携し、子どもや家庭に関する課題の早期発見・早期対応に取り組むとともに、地域や行政機関と連携を図りながら、課題の深刻化を防止します。(施策10再掲)

<主な関連事業>

名称	概要
ヤングケアラー相談支援事業	ヤングケアラー相談窓口のコーディネーターがヤングケアラーや家族、関係機関等からの相談に応じ、助言やその他必要な支援を行うほか、ヘルパーの派遣等を実施

④ 外国にルーツを持つ子どもや性的マイノリティの子どもの支援

- 学校、こども総合相談センター(えがお館)などの関係機関が連携し、マイノリティの子どもやその家族の相談に応じます。
- 福岡市外国人総合相談支援センターにおいて、出産・子育てや子どもの教育などを含め、在住外国人からの生活全般にかかる相談に対応し、必要に応じて法律などの専門相談や関係機関への案内を行います。また、区役所やこども総合センター(えがお館)の窓口において電話通訳を活用し、様々な相談に応じるとともに、保育所等における翻訳機の導入を支援します。
- 外国にルーツを持つ子どもやその保護者に対する支援として、妊娠届出時に外国語の母子健康手帳を交付するとともに、乳幼児健康診査や児童手当など様々な子育て支援情報を外国語で提供します。
- 日本語指導が必要な児童生徒が、いち早く日本の学校生活になじみ、日本語での学習に取り組めるよう、また、様々な場面でコミュニケーションを図ることができるよう、学校や地域において日本語の習得の指導・支援を行います。
- 外国にルーツを持つ子どもを対象に、多言語による就学・進路相談会を開催するなど、多文化共生の取組みを推進します。
- 学校において、日常的に性の多様性について意識できる環境や、児童生徒が相談しやすい環境を整えます。
- 多様性を認め合う社会の実現に向け、様々な媒体による普及・啓発に取り組みます。

＜主な関連事業＞

名称	概要
子ども日本語サポートプロジェクト	市立小・中学校、特別支援学校(小・中学部)に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が、いち早く日本の学校生活になじみ、日本語での学習に取り組めるようになることを目的として、対面やオンラインによる日本語指導等を実施
地域における日本語教室	地域と連携し、外国にルーツを持つ子どもに対する日本語教室を開催
福岡市外国人総合相談支援センター	在住外国人からの生活全般にかかる相談に対応し、必要に応じて法律などの専門相談や関係機関への案内を実施
外国にルーツを持つ子どもを対象とした多言語による就学相談会	外国にルーツを持つ就学前の子どもや保護者に対して、日本の学校についての相談会を開催
多様性を認め合う社会の実現に向けた普及・啓発	性の多様性の理解増進を図るため、講演会等の開催、ふくおかLGBTQフレンドリー企業登録制度の実施などにより、市民や企業に対する啓発を実施



成果指標

項目		現状値	目標値 (R11年度)
ひとり親家庭の親の就業率	母子家庭	89.0% (R3年度)	90% (R8年度)
	父子家庭	93.0% (R3年度)	94% (R8年度)
離婚によってひとり親となった世帯のうち、離婚した相手から養育費を受け取っていない世帯の割合	母子家庭	64.8% (R3年度)	減少 (R8年度)
	父子家庭	88.5% (R3年度)	

事業目標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者数	39人 (R5年度)	60人
ひとり親家庭支援センターにおける自立支援プログラム策定数	61人 (R5年度)	100人
「友達と日本語で会話できるようになって楽しく過ごせた」と回答した、日本語指導を終えた児童生徒の割合	87.5% (R6年度)	増加
子どもを対象とする地域の日本語教室数	1 (R5年度)	10
講演会等でのアンケートで「性的マイノリティの人権問題についての関心や理解が深まった」と答えた割合	93.7% (R5年度)	95%以上 (毎年度)

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業(国事業名)		指数	現状値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
ヤングケアラー 相談支援事業 (子育て世帯訪問支援事業)	見込み	延べ利用者数 (人日)	165 (R5年度)	400	550	690	840	990
	確保方策	延べ利用者数 (人日)	624 (R5年度)	830	830	940	940	1,040

※事業の実施は、毎年度の予算編成で検討のうえ、議会の議決を経て決定する。



目標 全年齢

4 一人ひとりの状況に応じて きめ細かに支援する環境づくり

施策12 子どもの貧困対策の推進

第5次計画における主な取り組み

- 学校において、教育と福祉の両面から児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーの配置拡充や、学習習慣の定着と学習意欲の向上を図る放課後補充学習の拡充などに取り組みました。
- 生活保護・生活困窮の子どもがいる世帯に対し、訪問型の相談・学習支援を実施したほか、生活困窮者の相談窓口である生活自立支援センターの体制強化などに取り組みました。
- 子どもたちへの食事の提供と居場所づくり活動を行う民間団体に対し、補助金の交付や立上げ・運営支援を実施するとともに、支援の拡充などに取り組みました。
- 経済的な事情を抱える子育て家庭に対し、各種手当の支給、助成、給付、貸付、減免などを実施しました。

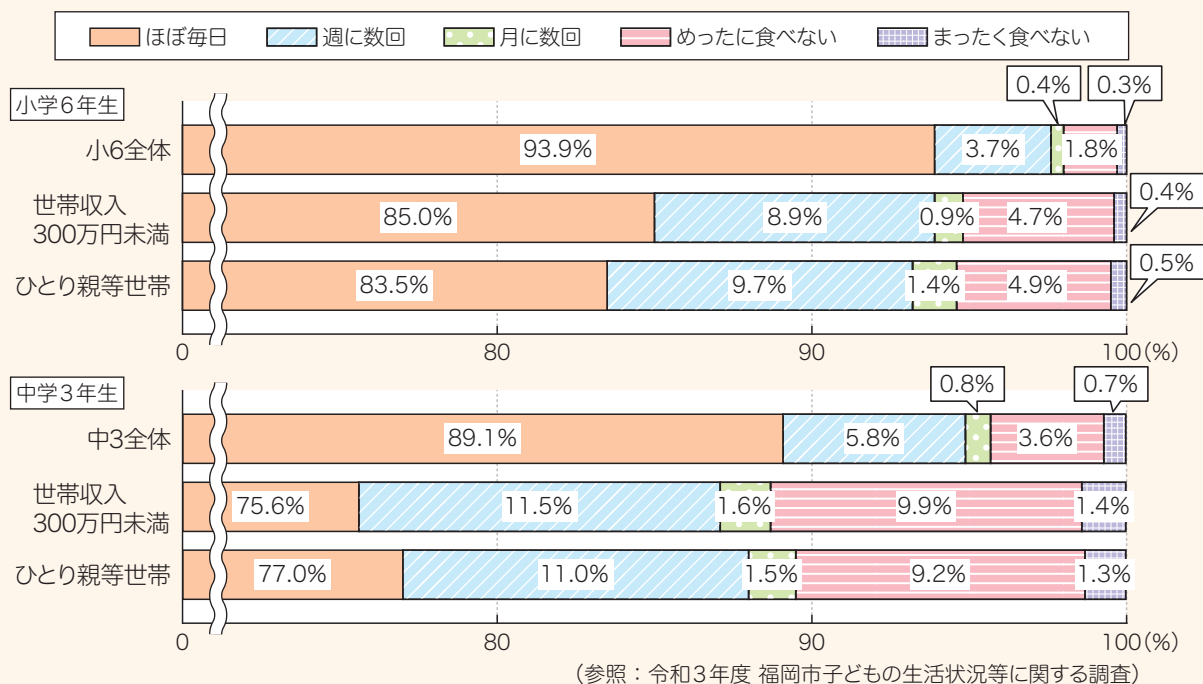
現状と課題

- 本市の生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は、近年減少傾向にあります。また、市立小・中学校における就学援助認定者数は、近年横ばい傾向にあります。
- ひとり親家庭の親の就業状況や養育費の取決め・受取りに関する割合などは改善傾向にありますが、依然として厳しい経済状況にあるひとり親家庭への支援が求められています。
- 2021(令和3)年度に実施した市の調査によると、収入が低い世帯やひとり親世帯では、全世帯に比べて、子どもの生活環境が安定しない、学習が遅れがち、体験機会が少ないなどの傾向が見られます。
- 2023(令和5)年度に実施した市の調査によると、収入が低い世帯では「子育ての相談相手がいない」「情報の入手先が分からない」などの回答が多く、孤独・孤立化の傾向も伺えます。
- 2024(令和6)年度に、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が施行され、国において貧困対策に関する目標や基本理念の充実が図られました。地方公共団体は、同法において、引き続き国と協力しつつ、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有することとされています。

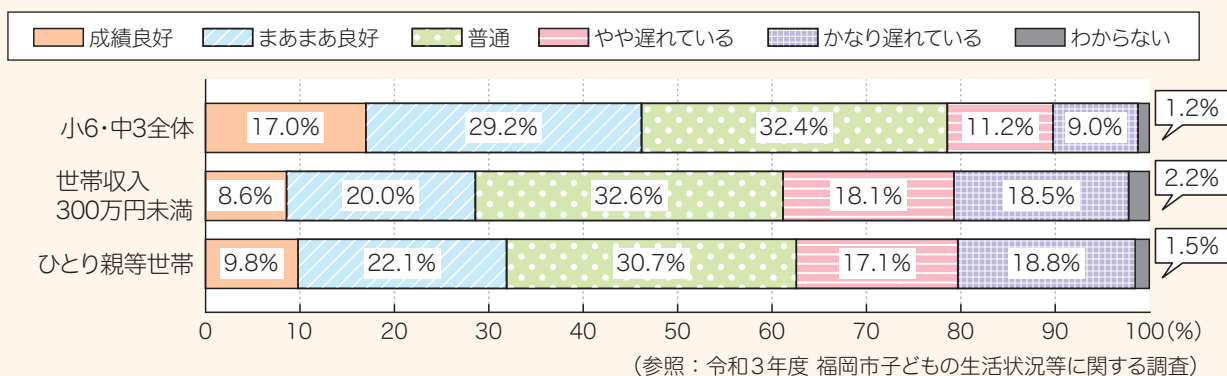
施策の方向性

- すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援など、子どもの貧困対策を総合的に推進します。また、支援が着実に届くよう、アウトリーチ型支援の充実等を図るとともに、地域や関係機関などとの連携強化に取り組みます。

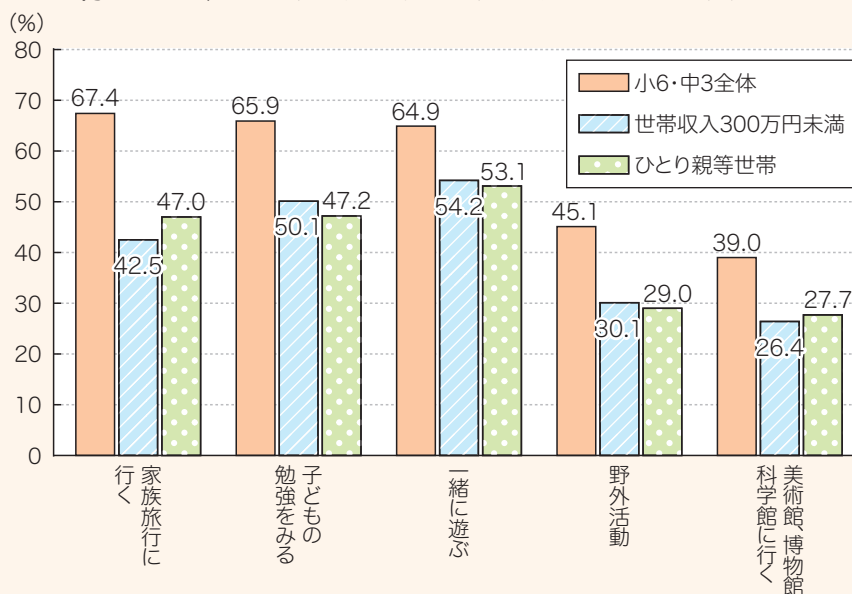
● 子どもの平日の朝食摂取状況（小学6年生または中学3年生、収入300万円未満やひとり親等の世帯）



● 学校などでの勉強の成績（小学6年生及び中学3年生、収入300万円未満やひとり親等の世帯）



● 家庭で子どもと行うこと（小学6年生及び中学3年生、収入300万円未満やひとり親等の世帯）



(参照：令和3年度 福岡市子どもの生活状況等に関する調査)



主な取組み

① 教育の支援

- 家庭の経済状況にかかわらず、教育の機会均等や学校教育の充実が図られるとともに、子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、就学や学習の支援、教育費の援助、進学の実支援などに取り組みます。
- 学校において、貧困をはじめとした課題を抱える児童生徒の家庭や学校における環境に働きかけ、関係機関と連携して児童生徒の課題の改善を図ることができるよう、スクールソーシャルワーカーによる教育相談・支援の充実に取り組みます。
- 生活習慣や育成環境に課題がある世帯について、子どもの状況を踏まえた個別支援・学習支援に重点的に取り組みます。

<主な関連事業>

名称	概要
実費徴収にかかる補足給付事業	生活保護世帯や低所得世帯等に対して、保育所・幼稚園などに支払う日用品費や行事参加費、副食費などの実費を助成
就学援助	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費、入学準備金などの支援を実施
特別支援教育就学奨励費(施策9再掲)	特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を実施
福岡市教育振興会奨学金	経済的な理由により高校などへの進学が困難な生徒に対し、入学資金及び奨学資金を貸与し、修学を支援
スクールソーシャルワーカー活用事業(施策8再掲)	教育と福祉の両面から、児童生徒の家庭や学校における環境に働きかけ、関係機関と連携して児童生徒の課題の改善を図るスクールソーシャルワーカーをすべての市立学校に週1～2日配置
ふれあい学び舎事業	すべての小学校で、地域人材を活用した放課後補充学習を実施し、学習習慣の定着と学習意欲の向上を図る
地域学び場応援事業	小・中学生を対象に実施する放課後補充学習活動に取り組む地域グループを支援
子どもの健全育成支援事業(学習支援)	生活保護世帯等の子どもに対し、学習習慣の定着や高等学校等への進学、中途退学防止などを目的として学習支援を実施
高校進学支援プログラム	生活保護世帯の子どもと保護者に対し、学習環境の確立や進学費用の準備に向けた助言など、高校進学への意識を高めるための支援を実施
進学・就職準備給付金	生活保護受給世帯の子どもの、大学等への進学や就職による自立助長を支援する目的で、進学または就職する高校3年生に一時金を支給

② 生活の安定に資するための支援

- 貧困の状況にある子どもや家庭が、安定した生活環境で、基本的な生活習慣を身につけることができるよう、区役所や生活自立支援センター、ひとり親家庭支援センター、若者総合相談センターなどにおいて、生活上の様々な問題に関する相談・支援に取り組みます。また、子どもが健やかに成長できるよう、放課後や土日、長期休業中の食事の提供などの支援に取り組みます。
- 子どもが様々な人との交流や体験を通して、主体性や協調性、安心感などを育み、心豊かに成長することができるよう、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりへの支援や、多様な体験機会の確保などに取り組みます。
- 地域や関係機関等と連携を図りながら、生活習慣や育成環境に課題がある世帯の子どもと保護者への伴走型支援を行います。また、子どもや家庭とつながり、見守り、必要に応じて支援へとつないでいくためのアウトリーチ型支援の充実などに取り組みます。

＜主な関連事業＞

名称	概要
生活自立支援センター	生活困窮者の相談窓口である生活自立支援センターの相談支援員の中に、主に子どもの教育や養育等に関する相談支援を担当する「子ども支援員」を配置
ひとり親家庭の生活の支援 (施策11再掲)	各区保健福祉センター、ひとり親家庭支援センター、男女共同参画推進センターにおける相談支援、母子生活支援施設における自立支援、ひとり親家庭への情報発信、日常生活支援事業など
市営住宅における子育て世帯や ひとり親家庭の優先入居(施策2再掲)	市営住宅の定期募集(抽選方式)にあたり、子育て世帯の募集枠を別枠で3割確保するなどの優遇制度を実施するほか、子育て(乳幼児)世帯や多子世帯、ひとり親家庭を随時募集の要件として設定
子どもの食と居場所づくり支援事業	子どもたちへの食事の提供に加え、遊びや学習支援などの居場所づくりを行う民間団体(いわゆる子ども食堂)に対し、補助金交付等の支援を実施
貧困の状況にある子どもを支える 地域ネットワーク構築事業	子ども食堂の立上げや運営等を支援するとともに、貧困の状況にある子どもを支援するための地域ネットワーク構築をめざし、研修会や情報交換会等を実施
子ども習い事応援事業	生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯等の小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者を対象に、電子クーポンを交付し、習い事費用を助成
子どもの健全育成支援事業(相談支援)	生活保護世帯等の子どもと保護者に対し、関係機関との連携を図りながら世帯が抱える様々な課題にかかる相談・支援を実施



③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 保護者の自立や職業生活の安定・向上に資するよう、保護者に対する各種就労相談・支援などに取り組みます。
- ひとり親家庭の就業・自立支援として、ひとり親家庭支援センターにおける、相談から就業までの一貫した支援や、就業に有利な資格の取得や能力開発など、就業や転職のための支援などを行います。(施策11再掲)

<主な関連事業>

名称	概要
ひとり親家庭の就労支援(施策11再掲)	高等職業訓練促進資金貸付事業、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業など

④ 経済的支援

- 子育てにかかる経済的負担を軽減し、家庭の生活の基礎を支えるため、状況に応じて各種手当の支給、助成、給付、貸付、サービスの利用料の減額・免除などの経済的支援に取り組みます。
- ひとり親家庭については、離婚した配偶者からの養育費確保に関する支援などを行います。(施策11再掲)

<主な関連事業>

名称	概要
ひとり親家庭の経済的支援(施策11再掲)	児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、ひとり親家庭等医療費助成、ひとり親養育費確保支援事業など

成果指標

項目		現状値	目標値 (R11年度)
生活保護世帯に属する子どもの進学率	高校等	88.2% (R5年度)	98%
	大学等	38.3% (R5年度)	増加
子育ての悩み等について「相談相手がいない」と答えた保護者の割合(収入300万円未満の世帯)	乳幼児	12.1% (R5年度)	減少
	小学生	5.4% (R5年度)	
	中高生等	6.6% (R5年度)	
ひとり親家庭の親の就業率(施策11再掲)	母子家庭	89.0% (R3年度)	90% (R8年度)
	父子家庭	93.0% (R3年度)	94% (R8年度)
離婚によってひとり親となった世帯のうち、離婚した相手から養育費を受け取っていない世帯の割合(施策11再掲)	母子家庭	64.8% (R3年度)	減少 (R8年度)
	父子家庭	88.5% (R3年度)	

事業目標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
子どもの健全育成支援事業(学習支援)の利用人数	34人 (R5年度)	600人
子ども食堂(食事提供を伴う子どもの居場所)の中中学校区充足率	79.7% (R6年度)	95%
ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者数(施策11再掲)	39人 (R5年度)	60人
ひとり親家庭支援センターにおける自立支援プログラム策定数(施策11再掲)	61人 (R5年度)	100人



